

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日 時	平成24年3月21日(水) 午後2時00分から4時00分
場 所	知事公館中会議室
出席者数	8名
出席委員	高橋委員、石野委員、田村委員、伊藤委員、荻野委員、関根委員、長谷川委員、増田委員
欠席委員	河村委員、横山委員、関根委員、川島委員、和田委員、春野委員
諮問事項 その他	1 埼玉県青少年健全育成推進プランについて 2 有害図書指定について 3 ネットアドバイザーの活動について

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

長谷川委員、増田委員

3 議 事

(1) 埼玉県青少年健全育成推進プランについて

事務局から「現行の埼玉県青少年健全育成推進プランについて」「子ども・若者育成支援推進法」及び「(仮称)埼玉県青少年健全育成・支援プランの考え方」について説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

国の法律で、「青少年」でなく「子ども・若者」と議論したのはどういう理由からでしょうか？

(事務局)

青少年という言葉は、よく使われている割には、漠然とした意味合いがあるという理由で「子ども・若者」としたようです。

(高橋会長)

しかし、埼玉県では青少年健全育成・支援プランという名称にしたいというわけですね。

(事務局)

現時点ではそのように考えております。

(石野委員)

対象年齢は概ね30歳未満で場合によっては30代も対象になるということですが、例えば10代前半の子どもたちと30歳前後では、状況や課題が相当違うと思います。一括りに基本目標を掲げるのではなく、ある程度こういう年代にはこういう課題があって、それに対する対応策を打ち出すという方がよいと思います。その方が課題や取組がはっきりしてくるのではないかと思います。そこら辺で考えていることがあれば教えてください。

(事務局)

御指摘のとおり、例えば30代ではニートやフリーターなどの労働施策が中心となってまいります。一方、10歳未満であれば子育てや育児などといった取組が中心となってくるかと思えます。かなり幅が広がっておりますので、なるべく次回のプランでは年齢別に施策が整理できるように努めてまいります。

(伊藤委員)

資料1-2ですが、児童生徒の暴力行為発生件数(公立小・中・高等学校)では、最新値が策定時の値よりも悪化しています。どういう原因で増加したのかという分析が大事だと思います。また、その分析に基づいて具体策を立案することが大事だと思いますが、どのように進められていますでしょうか。

(事務局A)

資料1-2で達成状況について説明しました。達成できているもの、達成できていないものがございます。次回のプランの策定においては、現行プランの進捗状況のうち主に達成できていない部分の原因分析を進めて、それを次のプランに生かしていくということが大切だと考えます。まだ、現行プランが最終年度を迎えていないので、詳細な分析はできておりませんが、今後分析を進めてまいります。

(事務局B)

補足して説明させていただきます。児童生徒の暴力行為発生件数(公立小・中・高等学校)が増えた要因ですが、可能性の1つといたしまして、「暴力行為」の捉え方が従前とは変わったことが考えられます。例えば学校の備品等を壊すという行為はここでいう「暴力行為」とは捉えていませんでした。平成17年以降に、教育局で暴力行為の定義の見直しを図りまして、これらの行為も暴力行為に該当するようになったようです。平成22年度は17年度に比べてかなり増えておりますけれど、実はもっと増えた時期がございます。従いまして、これでもピーク時よりは減少しているという状況でございます。次回のプランの策定に際しましては、現在の(暴力行為の)定義を踏まえて、現状に比べてどれくらいまで減少することを目標とするかについては、教育局とつめながら適切に設定してまいります。

(高橋会長)

子ども・若者育成支援推進法が制定された背景を見ると、ニート・ひきこもり・不登校・発達障害などの問題がございます。私は「青少年の成長・発達権を保障する」という観点が大切だと思います。

従いまして、基本理念の部分を「次代を担う青少年が夢や希望を持ち、健やかな成長・発達を保障する社会をつくる」とした方がより踏み込んだ建設的な理念になるのではないかと思います。「成長・発達権の保障」を前面的に出した方がよいと思います。この点について御検討いただければと思います。それを言いますのも、子ども・若者育成支援推進法の中で「縦割りの役割では限界がある」という説明がありましたが、以前この審議会に福祉部の方も来ていただいて、発達障害対策プロジェクトについて説明いただきましたが、発達障害と虐待の関係というのは、非常に深く関わっています。杉山登志郎という先生が、最近とみに本に書いておりますが、発達障害児の多くが虐待を受けています。発達障害の第4のカテゴリに虐待を設けるべきだと主張されています。

ここで皆様に問題提起をしたいので資料を配布いたします。玉川大学准教授の谷和樹先生のレジュメです。埼玉県教師グループからこれをいただいたのですが、新型学級崩壊が広がっているということです。教師の技術をいくら磨いても十分な対応ができなくなってきたということ。谷先生によりますと、新型学級崩壊の原因として「気になる子」が増えているということが挙げられます。1割5分近くいるということですが、埼玉のある学校の先生によりますと、1割5分では済まないという学校もあるということです。現象としては、山口県、群馬県、千葉県、岩手県、奈良県、山形県の実例が書いてございます。原因といたしましては、①発達障害の増加②モンスターペアレンツの増加③乳児期の子育ての崩壊④社会的公理の欠如⑤基本的な生活習慣の崩壊⑥シングルマザー率の増加⑦無秩序なメールネットワークといったことも挙げられますが、これらを大きな課題として教師が抱えています。つまり家庭の問題、親の関わり方の問題に踏み込まないと、対症療法では間に合わないという状態になっています。

何故、法律が「青少年（総合対策推進法）」でなく、「子ども・若者（育成支援推進法）」になったのかという理由を調べてみましたら、乳幼児期が大事であるという指摘も議論の中でありました。発達障害とか虐待ということが、多くの羅列の中の1つであってはなりません。埼玉は縦割り行政を排して取り組んでいるわけですので、この特色を生かすことが必要です。この特色を新しいプランにどう生かしていくかということが課題となってまいります。是非その点を盛り込んでいただきたいというのが私の要望でございます。

それから基本目標3ですが、3つの推進項目が掲げられておりますが「共育」と「郷育」という用語が使われています。これらがどういうものであるのか、きちんと定義していただければと思います。冒頭で県民生活部長からのあいさつにもありましたが、東日本大震災から1年を迎えました。その教訓を生かした「家族の絆」「地域の絆」をどう再生してくのかということも新しいプランには盛り込んでいただきたいと思っております。

それから質問ですが、子ども・若者育成支援推進法では、「子ども・若者総合相談センター」や「子ども・若者支援地域協議会」というものがありますが、県としては、これらの対応をどのように考えているのですか。

（事務局）

法律ではこれらの設置は努力義務となっています。協議会については雇用問題や医療、教育、福祉など多岐に渡っています。県庁内でも就労は産業労働部、医療は保健医療部、教育は教育委員会などと役割が決まっており、それぞれで検討組織などを持っています。総合的に議論することが大事だと思いますが、単に屋上屋を重ねるような協議会では意味がありません。そのため各部で持っている検討組織を上手に活用し、それぞれの取組との整合性を図るような仕組みについて検討していきたいと思っております。

子ども・若者総合相談センターについてですが、以前は県でも電話相談窓口を持っていました。しかし、相談件数が伸びないという状態であり、色々な議論の中で廃止した経緯がございます。また一方で、支援を必要とする青少年が近年増えているという状況もございます。NPOなどの民間団体と連携するということも考えられますが、どういう仕組みで相談を受けるのが最善なのかということについて、十分検討しながら実効性のある仕組みを検討してまいります。

(高橋会長)

新しいプランにどういう新しい要素を盛り込むかという点ですが、埼玉が独自に発達支援プロジェクトをつくって、保育・教育・医療・福祉の縦割制度を排しているわけですから、そういう点を是非明記していただきたいと思います。私は医療の視点から子どもを育てる「療育」を今勉強しています。療育という視点でも青少年健全育成を支援するということが大切になってくると思います。この間、「光の家」の施設長と講演し、大変深く学ばせていただきました。これも今までの縦割りを排したところによるものです。そういう埼玉の独自性を基本理念の中にも生かしていただければと思います。

(長谷川委員)

資料1-5の「プラン体系」の基本目標1「推進項目② 社会の変化に対応できる人材育成の推進」の中に、「グローバル人材の育成」や「メディアリテラシー」とありますが、どのようなイメージなのか。

(事務局)

「グローバル人材の育成」ですが、日本は資源が少ない国なので、海外で競争して国力を強くするということがありました。最近では海外への留学生が減ったり、総合商社に入っても海外勤務を希望しない社員が増えているという新聞報道がなされています。これから日本が世界の中で確固たる地位を維持してゆくためには、積極的に海外に出ていくことが必要であり、そのための支援をしていこうというものです。これについては、新5か年計画の中でもしっかり位置づけされております。

それから「メディアリテラシー」ですが、長谷川委員もネットアドバイザーとして御活躍されておりますが、携帯電話、ゲーム機、テレビ、インターネットなど子どもたちを取り巻くメディアの環境も目まぐるしく変化していますし、技術も向上されています。そういうものに、しっかり適応する力を養うというものです。場合によっては、子どものうちはメディアに接しないという取組もあるかと思いますが、一定年齢に達すれば上手に付き合うということも大切になってくると思います。これらは、あくまで例示ですけれども、そういう取組も大事であるということから記載しております。

(荻野委員)

基本目標3の推進項目②に「教員の研修」とありますが、今までの研修とどのように違うのですか。あるいは記載している理由について教えていただければと思います。

(事務局)

具体的に「こういう風にやります」と固まっているものを例示として挙げているわけではありません。もし、意見があれば柔軟に対応してまいりたいと思います。我々としては、教員の担う役割は大きいので、道徳教育も含めて、しっかりとレベルアップをしていただきながら、子どもたちに接していただきたいという意味で記載しています。具体的に研修プログラムを変更するということまで踏み込んだものではありません。

(関根委員)

教員の研修についてですが、先生方はカウンセリング研修もしています。しかし、聞きかじった程度でカウンセリングのベテラン風で保護者に説明したり、「この子はこうだ」と決めつけたりしてしまうケースも見受けられます。全員がそうだというわけではありませんが、子どもを判断するのであれば、徹底的にカウンセリングの勉強をしてからにしてもらいたいと思います。

(高橋会長)

私もカウンセラーの研修に行くのですが、この人には相談したくないという方もいらっしやいます。人間力といいますか、子どもと心のキャッチボールが出来るという要素も含んだ研修をしていく必要があると思います。それに発達障害・虐待・新型学級崩壊にも対応した研修が必要になってくるかと思えます。

他にございませんか。それでは、私から「未来への投資」や「親育ち支援」という埼玉独自の視点をいい意味で盛り込んでいただきたいということを要望致します。

(2) 有害図書の指定について

事務局から、資料2、2-2に基づき説明、対象図書を閲覧した。

<質疑応答> 特になし

(高橋会長)

ただいまの説明について、御質問等はございませんか。

特にないようですので、それでは、今回諮問を受けた図書につきましては、すべて有害指定すべきものとして知事に答申するというところでよろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(高橋会長)

それでは、全員異議がないようですので、すべて有害指定すべきものとして知事に答申することといたします。なお、知事への答申につきましては、後ほど事務局を通じて提出するということにさせていただきたいと思います。

(3) ネットアドバイザーの活動について

事務局から、資料3に基づき説明した。その後実際の活動状況をDVD鑑賞した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

それでは、長谷川委員はネットアドバイザーとして活躍されていらっしゃいますが、活動を通じて感じる点や心がけている点などがございましたら、お聞かせいただければと思います。

(長谷川委員)

私も南部地区の小学校で講座を持たせていただいておりますが、2人又は1人で活動しています。本来小学生の保護者を対象としておりますが、要望があれば中学生の保護者も対象にしています。皆さん(携帯電話の危険性について)知らなかったという人の方が多かったように感じます。お母さん達も、学生の頃ポケベルを使っていた年代や、もう少し上の年代の方がいるなど様々ですので、それぞれの心の中に同じように「こういうものは危険なのだ」という意識を植え付けるように心がけています。

ネットアドバイザー養成講座を受講していた時と既にかなり環境が変わっています。スマートフォンもそうですし、ゲーム機がインターネットにつながるということを私たちすら知りませんでした。そういう環境の変化に、ネットアドバイザーからも「(変化に)ついていけない」「難しい」という声が聞こえてきます。インターネットの危険性を伝える、知ってもらおうという講座ですが、中には既に知識を持っている保護者もいます。そういう方々には、どうアプローチしていけばいいのか、というのも難しく戸惑う面もあります。また、来ていただけている保護者はよいのですが、講座を受けに来ないなど聞いてほしい方に伝わらないという現実があります。強制するわけにはいきませんが、もう少し多くの方に聞いていただければと思います。まだ1年少ししか経過しておりませんが、継続してやっていくことが大切だと実感しています。

(高橋会長)

なかなか聞いてもらえない人に対するアイデアなどはございますか。

(長谷川委員)

私は、「親の学習」講座も参加していましたが、参加する人の中には「役員だから仕方ない」という方もいらっしゃいました。学校行事の中に組み込んでいただいたことでもあります。やはり保護者全員が必ず出てくるような機会を設けていただければありがたいと思います。例えば、熊谷市立妻沼東中学校では入学式の説明会でネットアドバイザー講演会を取り入れてくれるなど積極的に対応してくれています。深谷市在住のネットアドバイザーの中には、「うちの子どもの行っている学校だけがやっていない」と仰る方もいます。県やネットアドバイザーも一生懸命頑張っておりますが、学校の方から要請がないと動けないという点にジレンマを感じます。

(高橋会長)

入学式の説明会で講演できれば徹底できるというわけですね。それをどう広げていくかというのが課題になるのだと思います。他に何かございますか。

(関根委員)

これは保護者の方だけが対象なのですか。

(長谷川委員)

そのとおりです。

(増田委員)

高等学校でも、インターネットによる誹謗中傷などの問題が起こっています。高校生は携帯電話を十分使いこなしている子が多いのですが、非行対策といえますか、高校の保護者説明会でも是非ネットアドバイザーの講演会を実施してもらいたいと思います。既に小中学校の時に話を聞いている保護者もいるかと思いますが、年齢に応じた対策とかもあるかと思いますが、段階に応じて何度でもやっていただければと思います。

(高橋会長)

ぜひ中学校の入学説明会で取り組んでいる例を出していただいて、ネットアドバイザーの活用を広げていっていただきたいと思います。

(石野委員)

講義の中で具体的な被害事例を紹介することはあるのですか。

(長谷川委員)

先程DVDでお話していたアドバイザーのように、自分の子どもの例などを挙げる

方もいらっしゃると思います。

(石野委員)

親にインターネットの危険性などを伝えるには、色々な具体的な事例を挙げながら説明していただくことが必要ではないかと思います。

(長谷川委員)

まずは携帯電話の持つ意味を知ってもらうというのが大事です。アドバイザーの中には、そういうことをやりたいという方もいますが、そこを逸脱してしまうと方向性がまとまらずバラバラになってしまいます。私の地元の小学校に行ったときには、子どもには警察がネットパトロールなどの具体的な被害事例を紹介し、保護者にはネットアドバイザーが説明するというように対応しました。学校によってはネットアドバイザーではなく携帯電話事業者が実施している啓発活動を利用したいというところもあります。そういう点では、私たちもまだまだ勉強が必要であると感じています。

(石野委員)

教材や事例集を作成予定などはあるのでしょうか。

(長谷川委員)

県内を4つの地区ごとに分けて活動しておりますが、月1回は地区内で事例の共有は行っています。人数も多いのでネットアドバイザーが全員集まるとするのは難しくなっています。中には他地区の月例会に参加したり、全国大会に出席したりするなど熱心な方もいます。

(高橋会長)

全国では何県くらいがこのような取組をしているのですか。

(事務局)

全国的には15県程度です。

(高橋会長)

本日予定していた議事は以上でございますが、特に何か補足的に御意見、御質問ございますでしょうか。

(増田委員)

ネットアドバイザーの活動をどのように学校や団体へ紹介しているのか教えていただけないでしょうか。

(事務局)

県の教育委員会生徒指導課とも連携して、学校へは全て通知しておりますし、ホームページでもPRしております。さらに、校長会などへの会議へは職員が出向き、こういう講座があるのでぜひ開催させていただきたいとお願いをしております。

(高橋会長)

他にございますでしょうか。

(長谷川委員)

有害図書指定というのは、図書のみということなのでしょうか。(資料2-2に)ゲームソフトもあるのですが、ゲームソフトまで広げていくのでしょうか。

(事務局)

(資料2-2については)過去に有害指定したものです。今回(有害図書等の指定)は図書でしたが、問題があるゲームソフトが出てきた場合には、また個別に諮問させていただきたいと思います。

4 閉 会